

令和5年度 第6回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和5年11月24日(金) 午後2時00分から

開催場所 Zoom(Web会議システム)等

第1号議案 新書類作成システム(WEB申請)に関する件

新書類作成システム取決め事項等について、下記のとおり了承された。

1 運用状況及び取決め事項等について

1	<p>運用開始までの「スケジュール」について</p> <p>(第5回委員会での議決事項) WEB申請による新書類作成システムへの移行開始日について、11月6日(月)及び11月13日(月)の2グループに移行時期を分け、11月30日(木)までに全社完全移行とする。</p> <p>→ 現状、問題なく運用できており、11月30日までに全社完全移行とする。</p> <p>※ 11/20日(月)13時時点でのWEBシステム未移行の販社へ対して、個別にWEBによる申請であること、並びに11月30日(木)までに完全移行である電話連絡を行った。</p>
2	<p>WEB申請の「締切時間」について</p> <p>(第5回委員会での議決事項) 当日午後2時30分までとする。午後の時間帯や締切間際に多量の申請が集中すると、当日の審査が困難になるため、申請できるものは、その都度、<u>前日の締切後から翌日午前中までに済ませていただくよう協力を願う。</u>また、当面の間は、必須事項として当日の申請件数を「<u>申請件数表</u>」に記入の上、午後1時30分までに事務局へFAXを願う。なお、申請件数表を基に実際の申請件数と突合しているため、申請件数が変更になった場合は、事務局へ一報を入れていただく。</p> <p>→ 現状、問題ないため継続する。</p>
3	<p>売買契約書等「原本」の取扱いについて</p> <p>(第5回委員会での議決事項) <u>原本は、販社保管</u>となります。売買契約書承認印の取得方法等については、マニュアルを確認いただく。</p> <p>→ 現状、問題ないため継続する。</p>
4	<p>申請書類を「PDFデータ化」するための器機類の準備について</p> <p>(第5回委員会での議決事項) WEB申請を行うに当たり、申請書類をPDFデータ化する器機類が必須となるため移行期間中に準備を願う。同準備に伴う助成金については、後日発出される『令和5年度・「電子申請システム」導入に伴う中古遊技機取扱い組合員に対する器機整備等助成金の給付について』により申請願う。</p> <p>→ 給付通知を10/30発出済みで、11/24に給付する。(33社・@100,000円)</p>
5	<p>打刻書類の授受について</p> <p>(第5回委員会での議決事項) 当面の間は「<u>引取又は発送</u>」とし、<u>発送先は本社等1か所限定</u>(送付希望先を指定願う。)とする。</p> <p>※ 打刻書類の早期発給に関しては、中古遊技機の移動設置及び認定に伴う打刻申請書類等取扱規程の第12条に基づく対応となる。</p> <p>→ 上記運用を継続する。</p>
6	<p>試行期間について</p> <p>(第5回委員会での議決事項) <u>移行開始から令和5年12月31日までを試行期間</u>とする。試行期間中は、持込みによる申請など従来の取扱いを原則禁止とし、特段の事情があるものに限り、事務局に事前協議の上対応する。</p>

	<p>→ 現状、問題ないため試行期間の変更無し。</p>
7	<p>打刻書類に使用した「クリアファイル」の回収について (前回委員会での議決事項) 事務局において、打刻書類の封入に多量のクリアファイルを使用するため、打刻書類受取後は、打刻書類引取時、又は、後日書類等に同梱して発送(発払い)するなどして、クリアファイルの事務局への返却に可能な限り協力を願う。 → 各社からクリアファイルを随時返却していただいている。運用を継続する。</p>
8	<p>WEB 申請マニュアル及び取決め事項について (第 5 回委員会での議決事項) WEB 申請のマニュアル・取決め事項の細かい部分に関しては、試行期間中に、その都度、修正・改善する。修正・改善部分に関しては、「サイボウズ」に追加記載し、試行期間中は、「サイボウズ」掲示板を随時確認するよう願う。なお、WEB 申請に関するシステム上の不備等がある場合もあり得るので、その際は当組合事務局まで連絡をいただく。 → WEB 申請の移行・改修が落ち着くまでは継続する。</p>
9	<p>移動申請前の「設置中枠」の取り扱いについて (審議事項) WEB 申請に伴い「設置中枠」の書類申請に関して、今まで認めていた<u>枠番号のシステム手入力を不可とし、当該枠の QR 送信を行い、その情報を基に申請書類を作成</u>することとする。同運用は、令和 6 年 12 月 1 日(金)申請受付分からとする。(※マニュアル、⑤「設置中枠の結合」参照。) その際の遊技盤と枠の QR 送信は 2 週間以内に行うこととし、必ずしも同一取扱主任者でなくても可とする。保管納品確認書の保管場所は今まで通り主基板のみと記載とする。 → 取扱いの一部変更等に伴う通知書を発出する。</p>
10	<p>取下げ・キャンセルの対応について (第 5 回委員会での議決事項) 申請後の取下げ・キャンセルについて、<u>受理日から 3 営業日目の午後 3 時 00 分までを無償(取下げ)とし、以降は有償(キャンセル)とすることに変更する。</u>施行日を、令和 6 年 1 月 1 日とする。 → 取扱いの一部変更等に伴う通知書を発出する。</p>
11	<p>組合における「ホール開店日管理業務」の廃止について (第 5 回委員会での議決事項) <u>各販社へ開店日案内(確認用)を、開店 4 日前に FAX を行っていたが、WEB 申請化に伴い廃止する。</u>施行日を令和 6 年 1 月 1 日とする。 → 取扱いの一部変更等に伴う通知書を発出する。</p>
12	<p>クラウド型共有ファイルシステム「サイボウズ」の廃止について (第 4 回委員会での議決事項) これまでは「サイボウズ」から検定通知書を取得していたが、WEB 申請システム上から検定通知書を取得できるようになったため「サイボウズ」の利用を廃止する。施行日を令和 6 年 1 月 1 日とする。 また、組合から組合員への事務連絡は、<u>組合ホームページの組合員専用ページに新たに「掲示板」を設け、準備が整いしだい周知する。</u> → サイボウズの廃止に併せて組合ホームページに掲示板を増設する必要があるところ、ホームページ改修費用の再見積が必要であること、費用等を踏まえた上で再度検討する必要があること、理事会承認を得る必要があることなどから、サイボウズの廃止時期については一旦未定にし、次回委員会で再度検討することとした。 なお、WEB 申請システムから検定通知書を取得できるため、サイボウズへの検定通知書の掲示については令和 5 年 12 月末日で取りやめることとし、取扱いの一部変更等に伴う通知書を発出する。</p>

2 取扱いの一部変更等に伴う通知書(案)について

前記No.9・10・11・12の運用についての通知を、令和5年11月27日に発出する。

3 シーズウェブ(株)への支払額追加について

システム会社シーズウェブ(株)の支払額について、令和5年10月よりWEBによる書類作成システム申請運用が開始されたことにより、「書類作成サポート費用」(月額15,000円)及び「書類作成用サーバー利用料」(月額30,000円)(保守料含む)として2項目が追加された。

これに伴い、月額55,000円(月額サポート・レンタルサーバー・リターンメールサーバー利用等の費用)に、45,000円が加算され、総額100,000円(税別)となる。

第2号議案 11月14日開催 講習会共通カリキュラム作成打合せ会に関する件

全商協主催による講習会共通カリキュラム作成打合せ会が開催され、出席された柳副委員長より下記のとおり報告がなされた。

各地区遊商から代表された遊技機取扱指導員(遊技機取扱技能研修センター講師認定者)へ対して、令和5年10月10日に全商協機械流通委員の中から選任された講習会共通カリキュラム作成担当者にて作成した、「座学」及び「筆記試験問題」等の統一案が提出され、下記のとおり了承された。

1 「筆記試験問題」統一案について

筆記試験について、本年度各単組が用いた(予定)問題を集め、その中から「60問」選別した案、及び新たに中部遊商より「22問」が提出され、併せて「82問」を次年度の筆記試験問題とすることが下表のとおり了承された。

なお、設問「82問」は、技能研修実施要領第7条の①～⑥を基に作成されている。

≪参考≫「技能研修実施要領」第7条①～⑥

- ① 中古機流通協議会(以下「協議会」という。)が制定した中古遊技機流通等の制度について
- ② 全商協が定める中古遊技機流通等の運用について
- ③ 協議会及び全商協が定めた中古遊技機流通等にかかる書類の取扱いについて
- ④ ぱちんこ遊技機の構造・点検確認について
- ⑤ 使用済みぱちんこ遊技機の適正な処理について
- ⑥ ぱちんこ遊技機の最新不正態様について

【筆記試験】

- ・ 中古遊技機流通事業者技能研修に関する実施要領、第7条の①～⑥を基に筆記試験を行う。
- ・ 問題数は30問とする。その内、全商協で作成した「82問」の中からランダムで「20問」を各地区が選び、

他「10問」は地区遊商で作成した問題から出題する。

(問題は、試験日毎に異なった設問を用いても可能とする。)

- ・ **合格率は8割、24問**とする。
- ・ 試験時間は30分以内とする。
- ・ 再試験の方法は各地区遊商の判断で行う。

2 「実技試験」について

実技試験を下表のとおりとすることが了承された。

【実技試験】

- ・ 実技試験は対面で行うこととする。
- ・ 27の点検確認項目すべてを試験として実施する。
- ・ 合格は27の点検確認項目がすべて行わなければならない。
- ・ ひとつでもできない場合は不合格とする。
- ・ 不合格となった場合の補習や再試験は各地区の判断に任せる。
- ・ 必ずくぎ確認シートを用いての確認は実施する。
- ・ 試験時間は30分以内とする。
- ・ 必ず通電を行い実施する。
- ・ 使用する機種は各地区の判断に任せる。また機種を変更する時期についても各地区の判断に任せる。

3 「座学」について

毎年、全商協で主となる講習テーマ等のカリキュラムを決めて、そのテーマに沿った講習を行うことが意義なく了承された。全体の内容は、下表のとおり。

1 中古流通協議会が制定した中古遊技機流通等の制度について

○平成6年 販売業者登録制度、遊技機取扱主任者制度が始まる

・ 遊技機取扱主任者制度の目的

パチンコ営業など営業所において、遊技機における点検及び保守管理に従事し、又は従事しようとするものに対し、講習及び試験を実施し、その者の知識及び技能の向上を図るとともに、遊技機の適正な取扱いを推進すること。

・ 遊技機取扱主任者の認定基準

日遊協が「遊技機取扱主任者に関する規程」に基づき実施する遊技機取扱主任者講習を受講し、かつ日遊協が実施する「遊技機取扱主任者試験」に合格した者。

・ 遊技機取扱主任者の責任

遊技機取扱主任者は、遊技機の取扱い業務を自ら統括管理して遊技機に関する業務を適正に行う責任がある。

○平成12年 現在の中古機流通の基礎が始まる

・ 中古流通協議会より全商協が確認証紙発給委嘱を受ける。

	<p>○平成 16 年 内閣府令と検定規則の改正により、中古遊技機の保証書の作成主体が拡大規定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊技機取扱主任者が法的資格へ <ul style="list-style-type: none"> 認定を受ける場合の保証書、中古遊技機を設置する場合の保証書の作成主体が遊技機取扱主任者であることが認められる。 ※ 保証書とは <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第 4 項の検定を受けた型式に属するものであることを証明する書類 (保証書は、遊技機を流通させるための根幹)
2	<p>全商協が定める中古遊技機等の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古遊技機の保証書の作成主体 = 遊技機取扱主任者 ・全商協における中古遊技機流通事業者とは <ul style="list-style-type: none"> 遊技機取扱主任者であって、全商協が登録を認めた中古遊技機流通事業者本人及び事業者と期間の定めのない雇用契約をしている専従の正規雇用者並びに事業者が法人である場合はその役員であり、かつ全商協が定める登録基準を満たしている者。 ・QR システム <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 12 年中古機流通が始まった当初 <ul style="list-style-type: none"> 点検確認書類等→全て記入書き→手入力ミスが起きる (2) 平成 14 年に日工組が QR コードを採用し平成 17 年全商協にて QR システムを採用 (3) 元々は書類の作成ミスを改善するために考案されたが、当時のシステムでは、QR データの送信者が分からず、QR 送信代行等の不正が横行 (4) 作業前に、顔写真と位置情報のデータ送信 <ul style="list-style-type: none"> 中古機の保証書作成に携わる自らの作業実施の証明を可能にした
3	<p>中古流通協議会及び全商協が定めた中古遊技機流通等に係る書類の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販社主導で中古機流通に携わり続けるための 3 つのポイント <ol style="list-style-type: none"> (1) 型式の同一性の担保 <ul style="list-style-type: none"> 中古遊技機取扱業務実施要領に第 5 条に規定する点検ポリ袋又は段ボール、セキュリティーシールを使用しての型式の保全 (2) 責任の所在の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書 (3) 遊技機の流通管理 <ul style="list-style-type: none"> 保管・納品確認書 <p>1 つでもおろそかになれば、遊技機取扱主任者による中古機の保証書の作成が認められなくなってしまうかもしれない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>現在の中古流通システムは崩壊</p> ※ 中古遊技機の保証書の作成主体であることの自覚を持ち、正確な「点検確認」と正確な「保証書」

	の作成を行っていかなければならない。
4	パチンコ遊技機の構造、点検について <ul style="list-style-type: none"> ・中古パチンコ遊技機等点検確認受渡書に記載のある 27 項目について重要箇所を説明（主基板ロム、カシメ等の点検方法など）
5	使用済みぱちんこ遊技機の適正な処理について <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人遊技機リサイクル協会にて遊技機の排出台処理に対応 ・業界 6 団体で構成するリサイクル推進委員会にて処理業者を選定し、部品の不正流出防止を徹底し、マテリアルリサイクル分解を完工 ・最新の不法投棄事案等があれば報告
6	ぱちんこ遊技機の最新不正実態について <ul style="list-style-type: none"> ・最新の不正事案を日工組より情報提供受け共有

4 その他

- (1) 本年度末までには、運用方法を確定する。
- (2) 近々に機械流通委員会を開催し、これまでの講習会共通カリキュラムを報告する。
- (3) オンラインによる筆記試験開催の可否について、全商協執行部へ相談する。
- (4) 筆記試験問題案の年号を、和暦もしくは西暦に統一する。

第 3 号議案 中古遊技機流通に関する件

1 「納品」点検確認後の QR データ送信漏れ・誤送信等の防止について

事務局において送信漏れ・誤送信等があった際、当該販社へ再送信するよう連絡を行っているが、明確な日数の取決め事項が定められていないため、協議の結果、再送信の電話を受けた際は、入電日から 3 日以内に再送信を行うことが了承された。また、当該取扱主任者が赴けない場合、原則本人とするが、同社の取扱主任者が代行することを可能とすることを併せて了承された。

上記の決議事項通知を、令和 5 年 11 月 27 日(月)に発出する。

2 納品設置時における通信トラブル以外の「理由書」について

事務局より、令和 5 年 9 月 4 日～11 月 22 日の期間における、納品設置時における通信トラブル以外の理由書提出状況について報告された。

3 「早期発給」依頼について

事務局より、令和 5 年 10 月 20 日～11 月 22 日の期間における、早期発給依頼案件について報告された。

第4号議案 技能研修「新規研修」に関する件

- 1 11月度の研修会へ1社2名の希望があり、11月10日(金)に柳副委員長の講師により執り行い兩名合格とされた。
- 2 12月度の研修会への受講希望は、11月22日現在0名。希望があった際は、山内委員の講師により執り行う。

■令和5年度

No.	開催日	開催場所	講師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	5月16日	東北遊商会議室	最上	2	2	2	
2	6月15日	東北遊商会議室	柳(副)・柏木	2	5	5	
3	8月22日	東北遊商会議室	最上・山内	3	3	3	
4	9月25日	東北遊商会議室	柳(副)・山内	3	3	3	
5	10月13日	東北遊商会議室	柏木・最上	1	1	1	
6	11月10日	東北遊商会議室	柳(副)	2	2	2	
					16		

第5号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

1 設置外の「中古」遊技機への部品発注

- (1) 10月度は、「4件・4台」。
- (2) 11月度は、11月22日現在「6件・6台」。
- (3) 全国の状況は、下表のとおり。

■2023年度 設置外の【中古】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2018/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2024)1月		2月		3月		合計				
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数			
北海道	2	2	6	6	1	1	6	21	2	2	2	2	3	3													22	37	
東北	0	0	7	16	9	17	9	17	10	14	4	4	4	4														43	72
東日本	23	24	10	11	19	19	35	47	8	8	15	16	12	17													122	142	
中部	8	12	5	13	9	21	5	14	9	10	2	2	6	6													44	78	
関西	41	59	29	49	24	24	19	19	6	6	23	23	14	20													156	200	
中国	1	1	1	2	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0													5	6	
四国	0	0	4	7	1	1	2	2	1	1	3	4	2	2													13	17	
九州	12	27	11	27	17	33	8	20	13	19	7	8	9	10													77	144	
小計	87	125	73	131	81	117	85	141	49	60	57	60	50	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	482	696	

2 設置外の「認定機」への部品発注 (2020/04/01より運用開始)

- (1) 10月度は、「0件」。
- (2) 11月度は、11月22日現在「0件」。
- (3) 全国の状況は、下表のとおり。

●2023年度 設置外の【認定】ばちんこ遊技機への部品供給の件数、台数 (2020/04/01より運用開始)

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2024)1月		2月		3月		合計			
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数												
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													0	0
東北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													0	0
東日本	0	0	0	0	2	2	2	2	5	5	1	1	3	3													13	13
中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													0	0
関西	1	1	4	4	2	2	19	19	0	0	0	0	1	1													27	27
中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2													1	2
四国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0													1	1
九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													0	0
小計	1	1	4	4	5	5	21	21	5	5	1	1	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	43

第6号議案 その他

1 レンタル機の取り扱いに関する件

オブザーバーとして出席された高橋理事長より、11月17日開催東北遊商第3回定例理事会で報告された、全商協第4回定例理事会(10月4日開催)報告内容「レンタル機の取り扱い」の件について、進捗状況が報告された。

2 次回委員会の開催日に関する件

全商協機械流通委員会が開催され、急な審議案があれば12月に開催するが、基本的には1月に本年度の更新研修会における販社試験官を招致し、次年度の充実を図るための意見交換会と同日に開催する。

以上